



## 清和監査法人 NEWS

平成 21 年 5 月号

執筆責任者：田澤 博史

### 【テーマ：継続企業の前提】

今回のテーマは継続企業の前提（Going Concern：GC）です。

今般、このテーマに関する実務指針が改正される運びとなりました。一方、100年に1度と言われる世界不況の中、多くの企業が継続企業の前提に関する開示の必要性とその内容について検討されています。

そこで、今回はこのテーマについて一步踏み込んで解説していきます。

### 【従来の開示方法】

期末において、継続企業の前提に関して開示が必要と判断される場合には、財務諸表に注記することとされています。また、このような事態に至らない場合であっても、有価証券報告書、事業報告等によって適切に開示することが望ましい、とされていました。

### 【改正後の開示方法】

期末において、継続企業の前提に関して開示が必要と判断される場合には、まず、有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（以下、『「事業等のリスク」等』）に記載します。さらに、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に、財務諸表に注記することとなります。

### 【開示方法に関する改正のポイント】

継続企業の前提について、有価証券報告書の「事業等のリスク」等に記載することが『望ましい』から『必須事項』に変わったことです。

一方、重要な不確実性が認められる場合に、財務諸表に注記するという文言は、改正前の実務指針にもありました。そのため、注記されなければならない場合というのは、変わりません。



### 【ケーススタディー】

以下に挙げる事例は、平成19年3月期決算と平成20年3月期決算の、とある企業の財務諸表注記の抜粋です。これらは、改正後、財務諸表の注記が不要になります。

#### (ケース1)

当社グループは、前々連結会計年度●●千円、前連結会計年度●●千円と連続して重要な営業損失を計上し、当連結会計年度も●●千円の営業損失を計上しました。《中略》  
これにより当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

《中略》

なお、当連結会計年度末残高の現金及び預金残高は●●千円であり、また、平成●年●月に実施した新株式発行により●●千円の資金を得たことから、当面の資金繰りについて懸念はないものと考えております。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

#### (ケース2)

当社グループは、平成●年●月期から平成●年●月期まで、経常損失を継続して計上しておりましたが、《中略》収益力の向上に努めた結果、当連結会計年度においては、経常利益●●百万円を計上しております。

ただし、当連結会計年度において、平成●年●月●日締結のシンジケートローン契約（以下、「当該契約」という。）の財務制限条項に抵触する事実が存在しており、当該事象により当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

《中略》平成●年●月期決算の計数に基づく検証においては当該状況を適用しない旨、参加金融機関より書面で承諾を得ており、かつ、参加金融機関の今後の支援体制に変化はありません。

以上のような状況から、当該契約は引き続き継続されるため、資金繰り等の著しい悪化は想定されないことから、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておらず、当連結会計年度の連結財務諸表は継続企業を前提に作成しております。



(ケース3)

当社グループは、前連結会計年度において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしました。当連結会計年度においても、営業損失●●千円《中略》と、継続的に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

このような状況を解消すべく以下の経営計画を実施しております。

1. 事業の選択と集中

当社グループにおいてシナジー効果の見込めない事業からの撤退とコア事業への経営資源の集中を図っております。

具体的には、《中略》いたしました。

《中略》

2. 収益基盤の強化

《中略》実施した結果、当該売上は前年同期比 110%となりました。また、《中略》●●は、今後の●●の核になる商品として●月に新発売しました。

3. 持ち株会社における経費削減

事業の選択と集中と平行して、持ち株会社である当社の人件費をはじめとする間接コスト削減を順次進めております。

連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

ケース1は、継続的な赤字計上を受け、新株発行により資金調達を実施しており、当面の間、会社が事業を継続できることが明らかです。また、ケース2においても、金融機関から継続した融資を受けることが約されており、かつ、さまざまな改革により経常黒字を計上したことから、重要な不確実性は認められません。そして、ケース3は、前期に継続企業の前提に関する注記を記載してから、着実に経営計画を遂行しており、その成果も見え始めています。



#### 【従来の規定による弊害と改正の趣旨】

上述のとおり、従来は「重要な不確実性」が必ずしも認められない場合でも、財務諸表に継続企業の前提に関する注記を行っていたケースが見受けられました。では、なぜ、これらのケースは重要な不確実性が認められなくても注記する必要があったのでしょうか。

それは、継続企業の前提に関する事項について適切に開示すべき場所が、財務諸表の注記以外に明確に規定されていなかったからです。この注記のため、事業計画の適切な遂行等により重要な不確実性が存在していないと認められるにも関わらず、本来的に継続企業の前提に関する注記が必要な企業と同じような見方をされてしまうことがあったようです。

今回の改正は、国際的な基準との整合性を踏まえたことが改正趣旨の第1に挙げられますが、筆者は上記のような弊害をなくすためであったのではないかと考えます。

#### 【結びに】

今回の改正により、継続企業の前提に関する注記を記載する企業が減少するでしょう。しかし、昨今の景況から、どの企業も厳しい現実と直面しており、さらに継続企業の前提に関する注記の記載を検討しなければならないケースが出てくると思われる。

その際は、既述の通り、本当に注記が必要かどうか、「事業等のリスク」等による開示で十分なのかどうかを再度ご検討ください。

#### 【推薦又は非推薦図書】

題 名： 豊臣秀長—ある補佐役の生涯

著 者： 堺屋 太一

出 版 社： 文春文庫

結 論： 推奨

感想文： 豊臣秀長は、一農民から大名に出世し天下を統一した豊臣秀吉の弟です。歴史上、あまり脚光を浴びておりませんが、豊臣秀吉の経済面の苦労や人間関係の苦労を引き受け、陰に陽に支え抜きました。豊臣秀吉と秀長は表裏一体となって戦国時代を駆け巡り、輝かしい歴史を残しています。補佐役のあるべき姿を学ぶとともに、普段から管理部門に携わる方々に対して改めて感謝したいと思いました。